

一東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社一

電柱の維持管理に当たり、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を適切に実施したり、不良ランクを適切に判定して、不良ランクに応じた措置を適時適切に講じたりすることにより、電柱の安全性を十分に確保するよう改善させたもの

点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった電柱に係る固定資産価額相当額(1)(収入支出以外) 東会社2億2991万円、西会社48億6790万円

不良ランクが登録されていなかった電柱に係る固定資産価額相当額(2)(収入支出以外)

東会社7億1468万円、西会社80億9246万円

不良ランクの判定が誤っていた電柱に係る固定資産価額相当額(3)(収入支出以外)

東会社5764万円、西会社1億1194万円

(1)から(3)までの純計(収入支出以外)

東会社10億0205万円、西会社107億2639万円

1 電柱の維持管理の概要

東日本電信電話株式会社(以下「東会社」)及び西日本電信電話株式会社(以下「西会社」)は、電柱の維持管理に関する点検の作業手順や管理方法等を点検マニュアル等で定めている。

点検マニュアルによれば、東会社においては木柱は1年、コンクリートポール(以下「CP」)及び鋼管柱(これらを「CP等」)は10年の周期で、西会社においては木柱は1年、CP等は5年の周期で定期点検を実施することとされている。また、西会社は、令和元年度以降、CP等の定期点検の点検数量が同数程度になるよう、各地域事業本部管内をそれぞれ五つのエリアに分割して、エリア単位に点検年度を設定して、5年で全てのエリアについて点検(以下「エリア点検」)を実施することとしている。

両会社は、定期点検の実施に当たって、設備点検端末(以下「点検AP」)を使用して、点検APマニュアル等に基づき、ひび割れ及びケーブル張力の不均衡等による荷重(以下「不平衡荷重」)の有無等の点検項目について不良箇所がないか目視等により確認した結果を点検APに入力し、不良の程度が高いものから順にAA、A、B、C及びDのランク(以下「不良ランク」)を判定することなどとしている。

点検結果について、東会社は、元年10月まで、点検APを使用したり、直接入力したりして、設備状況管理システム(以下「管理システム」)に登録していた。また、西会社は、元年6月まで、紙の点検票に記入した内容を管理システムへ直接入力して登録していた。そして、東会社は元年11月以降、西会社は同年7月以降、点検APを使用して、保全データベース(以下「保全DB」)に点検結果を登録し、点検結果等の情報を一元的に管理することとしている。また、両会社において管理システムに登録されていた点検結果等の情報は、保全DBの開発時に管理システムから保全DBに移行されている。

両会社は、点検マニュアル等に基づき、保全DBに登録された点検結果を基に、毎年度、点検対象電柱を選定して作成した点検リストに基づいて定期点検を実施したり、更改の対象となる電柱を更改したり、不良内容に応じた措置を講じたりなどすることとなっている。

2 検査の結果

東会社の^(注1)6事業部の^(注2)20支店管内の電柱^(注3)3,387,014本(固定資産価額相当額^(注4)3200億6604万円)、西会社の^(注5)6地域事業本部の10支店管内の電柱2,802,122本(同4267億7158万円)を対象として検査した。

(注1) 6事業部 東京、神奈川、千葉、埼玉、宮城、北海道各事業部

(注2) 20支店 東京南、東京北、東京東、東京武蔵野、東京西、神奈川、川崎、神奈川西、千葉、千葉西、埼玉、埼玉南、埼玉西、宮城、福島、山形、北海道、北海道南、北海道北、北海道東各支店

(注3) 固定資産価額相当額 電柱の固定資産価額総額を総本数で割り戻して1本当たりの固定資産価額を計算し、これに対象となる電柱の本数を乗じて算出した。

(注4) 6地域事業本部 関西、東海、北陸、中国、四国、九州各事業本部。3年7月1日以降は関西、東海、北陸、中国、四国、九州各支店

(注5) 10支店 大阪、滋賀、名古屋、岐阜、金沢、広島、岡山、愛媛、福岡、沖縄各支店。3年7月1日以

降は関西、滋賀、東海、岐阜、北陸、中国、岡山、四国、九州、沖縄各支店

(1) 点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった事態

保全DBのデータを基に、定期点検が適切に実施されているかみとところ、点検リストの作成に当たり、東会社は、私有地等で立入りができなかったことなどのため点検が実施できなかった電柱を抽出する条件を設定していなかったり、電柱を設置してからの経過年数を算出していなかったりして、点検対象電柱に選定していなかったため、点検周期を超過していたのに定期点検を実施していなかった電柱が2,433本(固定資産価額相当額2億2991万円)見受けられた。

また、西会社は、エリア点検を実施するエリア以外に設置されていて定期点検の実施が必要な電柱を抽出する条件を設定していなかったり、電柱の建設年月を確認していなかったりして、点検対象電柱に選定するなどしていなかったため、点検周期を超過していたのに定期点検を実施していなかった電柱が31,962本(同48億6790万円)見受けられた。

(2) 不良ランクが登録されていなかった事態

保全DBのデータを基に、不良ランクが適切に登録されているかみとところ、東会社において、管理システムへ点検結果を直接入力して登録する際に、その入力に誤りなどがあつたため、不良ランクが登録されていなかった電柱が7,563本(固定資産価額相当額7億1468万円)見受けられた。

また、西会社において、管理システムへ点検結果を直接入力して登録する際に、その入力に誤りがあったり、管理システムの点検項目欄が全て空欄となっていて、これらの情報の移行を受けた保全DBにおいて不良ランクを判定することができない状況となっていたりなどしていたため、不良ランクが登録されていなかった電柱が53,134本(同80億9246万円)見受けられた。

(3) 不良ランクの判定が誤っていた事態

保全DBのデータを基に、不良内容に応じて不良ランクが適切に判定されているかみとところ、CPに屈曲が発生しているなどと登録されているのに不良ランクがAAランクとなっていなかった。また、不平衡荷重の発生要因が登録されているのに「横ひび割れ(不平衡荷重が発生していない)」と登録されていて、不良ランクがAランクとなっていないなどしていた。これらのため、東会社で610本(固定資産価額相当額5764万円)、西会社で735本(同1億1194万円)の電柱について、不良ランクの判定が誤っていた。

このように、両会社において、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった事態、不良ランクが登録されていなかった事態及び不良ランクの判定が誤っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 東会社及び西会社が講じた改善の処置

両会社の本社は、3年8月までに、事業部等及び支店等に対して指示文書を発するなどして次のような処置を講じた。

ア 点検対象電柱を漏れなく選定して点検リストを作成できるよう、抽出条件を適切に設定するなどするとともに、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を実施していなかった電柱について、3年度末までに点検を実施して、点検結果を保全DBに的確に登録することとした。

また、毎年度、点検対象電柱を選定する際に、保全DB等の情報を基に点検周期を超過している電柱がないか確認し、選定した電柱について確実に定期点検を実施するよう周知徹底した。

イ 不良ランクが登録されていなかった電柱及び不良ランクの判定が誤っていた電柱について、再点検が必要な電柱の点検を3年度末までに実施して適切に不良ランクの判定を行い、点検結果を保全DBに的確に登録することとした。また、不良ランクに応じた措置を適時適切に講ずることにより電柱の安全性を十分に確保するよう周知徹底した。

ウ 横ひび割れと不平衡荷重が同時に発生している場合の点検APへの具体的な入力方法等を点検APマニュアル等に定めて、点検APへの入力及び点検結果の確認を適切に行うよう周知徹底した。